

つがる市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内に存する木造住宅の耐震診断を行おうとする所有者又は居住者に対し、予算の範囲内において当該住宅に耐震診断員を派遣して耐震診断を行うことにより、住宅の地震に対する安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに木造住宅の耐震改修を促進し、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般社団法人青森県建築士事務所協会が発行した 2015 年改訂青森県木造住宅耐震診断シートマニュアルに掲載されている耐震診断に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断員 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者であって、市の派遣依頼に基づき耐震診断を行う者をいう。
- (3) 事業者 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき登録を受けた建築士事務所及び建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき許可を受けた建設業者等をいう。
- (4) 所有者 市内に存する木造住宅を所有する者であり、市税等を滞納していない者をいう。
- (5) 居住者 市に住民登録をし、市内に存する木造住宅に現に居住している者(所有者又は当該所有者の二親等以内の親族であるものに限る。)であり、市税等を滞納していない者をいう。

(実施主体)

第3条 この告示に定める事業の実施主体は、つがる市とする。ただし、耐震診断の実施については、耐震診断員の所属する事業者に委託するものとする。

(対象住宅)

第4条 耐震診断員の派遣の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に存し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)され、かつ、同年 6 月以降に増改築されていない住宅であること。
- (2) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (3) 居住者の居住の用に供されている一戸建て専用住宅又は併用住宅(延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用に供する部分

の床面積が 50 m²以下であるものに限る。) であって、地上階数が 2 以下のものであること。

(4) この告示に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。

(5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に違反していない住宅であること。

(派遣の申込)

第 5 条 耐震診断員の派遣を希望する者（以下「申込者」という。）は、つがる市木造住宅耐震診断員派遣申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申し込むものとする。

(1) 申込者が所有者であって、かつ、居住者である場合 運転免許証、旅券又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他所有者の氏名及び住所が確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）

(2) 申込者が所有者であって居住者ではない場合及び申込者が居住者であって所有者ではない場合 所有者及び居住者に係る本人確認書類及び所有者と居住者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本

(派遣の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、申込書の内容を審査し、耐震診断員の派遣の可否を決定し、派遣を行うときはつがる市木造住宅耐震診断員派遣承認決定通知書（様式第 2 号。以下「承認決定通知書」という。）により、派遣を行わないときはつがる市木造住宅耐震診断員派遣否認決定通知書（様式第 3 号）により、当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断員の派遣を決定したときは、事業者に対し、耐震診断員の派遣を依頼するものとする。

3 市長は、承認決定通知書の内容に変更が生じたときは、当該承認決定通知書の交付を受けた者（以下「派遣対象者」という。）に対し、変更内容を通知するものとする。

(派遣の辞退)

第 7 条 派遣対象者は、承認決定通知書の交付を受けた後において耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかにつがる市木造住宅耐震診断員派遣辞退届（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第 8 条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条

第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定に基づき、辞退届が提出されたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたとき。
- (4) その他市長が派遣を不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、つがる市木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣に要する費用）

第9条 派遣対象者は、別表に定める耐震診断員の派遣に要する費用のうち、同表診断費用総額の欄に定める額から同表つがる市負担額の欄に定める額を控除した額（同表派遣対象者負担額の欄に定める額をいう。）を負担するものとする。

- 2 派遣対象者は、前項の派遣対象者負担額を派遣された耐震診断員の所属する事業者へ直接支払うものとする。

- 3 市長は、別表に定める耐震診断員の派遣に要する費用のうち、同表つがる市負担額の欄に定める額を当該事業者へ支払うものとする。

（診断結果の通知）

第10条 市長は、耐震診断の結果について、つがる市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書（様式第6号）により、当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

第11条 市長は、派遣対象者に対して、耐震診断結果に基づき、当該対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な情報の提供及び助言を行うことができるものとする。

（耐震診断員等の責務）

第12条 耐震診断員及び当該事業関係者（以下「耐震診断員等」という。）は、当該耐震診断に関し職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。耐震診断に従事しなくなったときもまた同様とする。

- 2 耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等の実施に関し、派遣対象者から第9条に規定する費用以外の金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (3) 耐震診断業務を他に委託し、又は請け負わせること。
- (4) その他耐震診断員としてふさわしくない行為を行うこと。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	診断費用総額	つがる市負担額	派遣対象者負担額
耐震診断員の派遣に要する費用	1戸当たり147,000円。 ただし、延べ面積が、200㎡を超え250㎡以下のときは168,000円、250㎡を超え300㎡以下のときは189,000円、300㎡を超え350㎡以下のときは211,000円、350㎡を超え400㎡以下のときは232,000円とする。	1戸当たり136,000円。	1戸当たり11,000円。 ただし、延べ面積が、200㎡を超え250㎡以下のときは32,000円、250㎡を超え300㎡以下のときは53,000円、300㎡を超え350㎡以下のときは75,000円、350㎡を超え400㎡以下のときは96,000円とする。

※上記金額は、全て消費税及び地方消費税相当額を含む

様式第1号（第5条関係）

つがる市木造住宅耐震診断員派遣申込書

年 月 日

つがる市長

郵便番号

住 所

氏 名(フリガナ)

電話番号 () -

つがる市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断員の派遣を申し込みます。

対象住宅の概要	所在地	つがる市		
	所有者	住 所		
		氏 名(フリガナ)		
	私の納税状況について市が保有する公簿により確認することに同意します。			
	居住者	住 所		
		氏 名(フリガナ)		
	私の納税状況について市が保有する公簿により確認することに同意します。			
	構造	木造（在来軸組構法・伝統的構法）		
	階 数	平屋・2階		
床面積	1階：	m ²		
	2階：	m ²	合計： m ²	
建物建設時期 [建築確認月日]	昭和・大正・明治 年 月 日頃（新築時） [昭和 年 月（新築時）確認番号 /不明]			
耐震診断の履歴	初めて/他（ ）の診断歴あり			
派遣を避けて欲しい日時				
【備考】				
受付番号	—	審査欄		

(1) 【備考】欄には上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更などがあった場合は、その内容及び時期を記載すること。

(2) この申込書に附近見取り図（案内図）、建築時期並びに床面積が確認できるもの（登記簿謄本の写し、建築年の記入された資産証明書等）、概略平面図（建築確認申請図面等があればその写し）を添付すること。

(3) 外観写真を2面以上添付すること

【注意事項】この申込書の申込者は所有者若しくは居住者としてください。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

つがる市長

つがる市木造住宅耐震診断員派遣承認決定通知書

年 月 日付け（受付番号）で申込みのあった木造住宅耐震診断員の派遣について、下記のとおり耐震診断員の派遣を決定したので、つがる市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき通知します。

なお、事業の実施に当たっては、同要綱第3条の規定に基づき下記の事業者
に業務の一部を委託しておりますので御承知願います。

また、今後日程調整の上、この耐震診断員が耐震診断のために現地建物調査
を行います。限られた時間内に効率よく適切に実施できるよう御協力をお願い
します。

記

1 派遣する耐震診断員の所属事業者名・氏名・連絡先

所属事業者名

氏 名

電 話 番 号 （ ） ー

2 現地建物調査時期 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）
後日、上記診断員から日程調整の連絡を致します。

3 問合せ・連絡先

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

つがる市長

つがる市木造住宅耐震診断員派遣否認決定通知書

年 月 日付け（受付番号）で申込みのあった木造住宅耐震診断員の派遣にて、下記の理由により、耐震診断員の派遣をしないこととしましたので、つがる市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき通知します。

記

[派遣しない理由]

様式第4号（第7条関係）

つがる市木造住宅耐震診断員派遣辞退届

年 月 日

つがる市長

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 () -

年 月 日 付け第 号で通知のあった木造住宅耐震診断員の派遣について、下記の理由により辞退したいので、つがる市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第7条の規定に基づき提出します。

記

[辞退する理由]

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

つがる市長

つがる市木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書

つがる市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、
年 月 日付け第 号で通知した木造住宅耐震診断
員の派遣決定については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

[取り消した理由]

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

つがる市長

つがる市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書

年 月 日につがる市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書に基づき実施した耐震診断の結果について、つがる市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて通知します。

なお、この報告書は調査時点での診断結果ですので、その後の経年変化に対しては十分な維持管理をお願いします。

記

台帳番号： 号

1 診断結果

別紙「木造住宅耐震診断結果報告書」のとおり

2 問合せ先

・診断結果の内容に関する質問等

所属事業者名

氏 名

電話番号（ ） ー

・その他、全般について